

税金が減免されます

■ 台風接近にそなえて税金対策

九月は台風のシーズンといわれるが、もうすでに七月、八月中には台風が九州をかすめて去つていった。今年も台風対策をガツチリとたてておこう。なかでも税金の減免については、ひととおりのことを調べておきたいもの。

被災地では、なにをおいてもまず住宅、家財の復旧整備などの応急措置をするが、一段落すると税金のことを考える段どりになる。そこで手続を知らないために、当然受けられる税金の救済を受けそこなう人のないよう、災害を受けたときの税金減免などの手続についてのべてみよう。

サラリーマンの場合

台風や地震、火災、落雷などそのため、住宅や家財にそれらの価額の半分以上の損害を受けたサラリーマンは、災害後の状況で見積つた今後一年間の所得金額が百二十万円以下であれば、災害減免法によつて、次のとおり税金の減免などが受けられる。

- (1) 所得の見積が五十万円以下の人は、税金が全免になる。
- (2) 所得の見積が五十万円を超える、八十万円以下の人は、税金の半分が免除される。従つて、災害の日から年末までに納める税金は徴収猶予になります、それまでに納めた税金は返される。
- (3) 所得の見積が八十万円を超える、百二十万円以下の人は、税金の半分が免除される。従つて、原則的には、これから納める税金の半分が徴収猶予され、また納めた税金の半分は還付される。

申告所得税の納稅者が灾害による税金の減免を受けるときは、災害減免法による税金の減免が、その条件や救済の程度が、サラリーマンの場合とは同じである。

また、納稅の猶予を受ける場合は、今年新たに制定された国税通則法によることになつた。この場合の猶予期間は、納期限から一年以内である。

これらの救済を受けるには、災害のあつた日から二ヵ月以内に、税務署へ申請書を出さなければならない。

次に、今年の所得税法の改正で、店舗、機械などの事業用固定資産について損害を受けたときは、従来のたな卸し資産について損害を受けたときと同様に、事業所得の計算上、必要経費として認められることになった。

もし不幸にして、災害につたときは、すぐにも寄りの税務署に出かけ、税金面の救済について遠慮なく聞けば、詳しく教えてくれる。

(国税局)

るためには、災害の所の所得金額の一割をこえる損害を受けたときの救済を明らかにしている。

この制度では、前記の損害額（保険金などで補てん）された金額を差し引いた残りの金額を、確定申告の際に所得から引いて税金を精算することになる。

損害額が大きく、今年の所得から引き切れないときは、向こう三ヵ年間にわたり繰越控除が認められる。

また、損害額がその年の収入金額から引ききれなかつたときは、三年間の繰越控除が受けられる。

サラリーマン以外の場合

申告所得税の納稅者が灾害による税金の減免を受けるときは、災害減免法による税金の減免が、その条件や救済の程度が、サラリーマンの場合とは同じである。

申告書を出さなければならぬ。

ぼくらは行かない
一人で行かない泳がない
あぶないところ遊ばない
おぼれて死んだら
母さん泣くよ



まわらわ

★子供の水泳には、必ず監視人をつけましょう

危険な季節

夏休みは
つい心がゆるみがち……
第2学期はもうすぐ
サア、気持をひきしめて



- 子供のつきあい関係や遊びなど、日常の行動に気を配つて下さい。
- 子供がキャンプへ行つたりする場合、グループの友だちをたしかめ、指導監督する人をつけることが必要です。